

遺言書作成時の付言事項や宣誓認証制度の活用

相続対策で、遺言書の作成を考える人が多くなり、かつ、遺言書作成時に付言事項などを書き添えることによって、遺言者の真意や希望を明らかにすることが行われています。そこで、付言事項などの活用法について解説することとします。

1. 法定遺言事項

遺言は、原則的には遺言者の死亡により効力を生じ、また、相続人等の利害関係者に影響を及ぼす行為であるため、遺言をすることができる行為が法律で定められています。よって、法律で定められた事項以外のことを遺言書に記載しても、その遺言は法律上の効果はありません。法律で定められた事項は、身分に関する遺言事項、相続に関する遺言事項、遺産に関する遺言事項、遺言執行に関する遺言事項の大きく 4 種類に分けられます。

【身分に関する遺言事項】

- ① 認知（民法 781 条）
- ② 未成年後見人、後見監督人の指定（民法 839 条、848 条）など

【相続に関する遺言事項】

- ① 推定相続人の廃除とその取消し（民法 893 条、894 条）
- ② 相続分の指定、指定の委託（民法 902 条）
- ③ 特別受益の持戻しの免除（民法 903 条3項）
- ④ 遺産分割方法の指定、指定の委託、遺産分割の禁止（民法 908 条）など

【遺産に関する遺言事項】

- ① 遺贈（民法 964 条）
- ② 遺贈の減殺の割合の定め（民法 1034 条）など

【遺言執行に関する遺言事項】

- ① 遺言執行者の指定（民法 1006 条）
- ② 遺言執行者の復任権（民法 1016 条）
- ③ 遺言執行者の報酬（民法 1018 条）など

【その他の遺言事項】

- ① 祖先の祭祀主宰者の指定（民法 897 条）
- ② 遺言の撤回（民法 1022 条）など

2. 付言事項と宣誓認証制度

付言事項は、法的な効力を有しないものの、遺言者の真意を伝えたり、希望を書くことができます。例えば、財産の大半を長男に相続させる遺言を作成したとき、遺留分を侵害された二男に対して、何故その様な遺言書を作成したのかを書き、遺された兄弟間の心情的なあつれきを少しでも防止できるように配慮したりすることもできます。

他にも、亡き後の処理のしかた、葬儀の方法や献体の希望を書いたり、親族の融和や家業の発展を祈念する旨など様々な希望を書いたりもできます。

しかしながら、付言された事項に法的な効力はありませんから、それを守るかどうかは相続人等次第です。相続人等には、遺言者の最後の意思を表明したものですから付言事項を尊重してもらい、結果として付言された内容が実現されることを望むほかにありません。それでも、事後の争いを少しでも防止する意味からも、遺言者の真意をはっきりと相続人に伝えることは重要なことのように思います。

なお、付言内容が長文になる場合には、遺言書に付言事項として記載する代わりに「宣誓認証」という方法もあります。宣誓認証制度は、公証人が私署証書（作成者の署名、署名押印又は記名押印のある私文書のこと）に認証を与える場合において、当事者がその面前で証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名若しくは押印し、又は証書の署名若しくは押印を自認したときは、その旨を記載して認証する制度です。宣誓認証を受けた文書を宣誓供述書といいます。

宣誓認証制度を相続関連で利用する事例としては、①推定相続人の廃除の遺言をした場合に、遺言者が廃除の具体的な理由を宣誓供述書に残しておくことや、②特別受益の有無を明確にしておくことなどが考えられます。

宣誓認証の対象となる文章は、宣誓は、証書の記載が真実であることを誓うものですから、認証を与える私署証書は、過去の事実を記載した内容のものが一般的です。

手続の特徴としては、一般の私署証書と違い、宣誓認証は、公証人の面前で宣誓することが要件となっているため、代理人による囑託は認められません。